

豊島区障害者権利擁護協議会設置要綱（平成28年保健福祉部長決定）新旧対照表

現行	改正後
<p>○豊島区障害者権利擁護協議会設置要綱</p> <p>平成28年10月12日 保健福祉部長決定</p> <p>改正 平成29年6月1日 平成30年7月23日 令和元年6月3日</p> <p>第1条～第5条（略） （幹事）</p> <p>第6条 協議会における協議・検討の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を置く。</p> <p>2 幹事は、別表2にあげる者とする。</p> <p>第7条～附則（略）</p> <p>別表1（第4条関係）</p>	<p>○豊島区障害者権利擁護協議会設置要綱</p> <p>平成28年10月12日 保健福祉部長決定</p> <p>改正 平成29年6月1日 平成30年7月23日 令和元年6月3日 令和4年4月1日</p> <p>第1条～第5条（略） （幹事）</p> <p>第6条 協議会における協議・検討の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を置く。</p> <p>2 幹事は、別表2にあげる者とする。</p> <p>3 会長は、必要があると認めるときは、前項に定める幹事以外の者を、幹事として協議会に出席させることができる。</p> <p>第7条～附則（略）</p> <p>別表1（第4条関係）</p>

委員	学識経験者
	医師
	弁護士
	臨床心理士
	就労支援関係者
	民生委員・児童委員
	障害当事者
	障害者地域支援協議会専門部会長
	障害福祉関係事業所
	権利擁護関係者
	社会福祉団体
	意思疎通支援者
	区立学校長

別表2（第6条関係）

幹事	保健福祉部長
	防災危機管理課治安対策担当課長
	子育て支援課長
	高齢者福祉課長
	障害福祉課長
	障害福祉サービス担当課長
	健康推進課長
	指導課長

委員	学識経験者
	医師
	弁護士
	臨床心理士
	就労支援関係者
	民生委員・児童委員
	障害当事者
	障害者地域支援協議会専門部会委員
	障害福祉関係事業所
	権利擁護関係者
	社会福祉団体
	意思疎通支援者

別表2（第6条関係）

幹事	保健福祉部長
	自立促進担当課長
	障害福祉課長
	障害福祉サービス担当課長
	健康推進課長

